

# 賠償の制度

2014.6.23 法哲学ゼミ

竹原、野田、柳詰

## 賠償制度の復習

東電による賠償は、原子力損害の賠償に関する法律に従って行われている。

「原子力損害の賠償に関する法律（以下、原賠法）」

3条1項…無過失責任（但し、免責事由）

免責されない場合、東電は無限責任を負う。

7条1項…賠償の方法（原子力損害賠償責任保険契約、原子力損害賠償補償契約）

1事業所当たり 1200 億円の賠償措置額。

16条…国の必要な援助

## 原子力損害賠償支援機構

2011年8月10日に公布、施行された原子力損害賠償支援機構法に基づき平成23年9月12日に設立された認可法人。被害者の保護と原子力産業の健全な発達に資することを目的とする。

主な業務は、負担金の収納業務、資金援助業務、情報提供業務、仮払法の受託業務の4つ。

原賠法7条の措置額を超える損害が生じたとき、東電が損害を賠償するために必要な資金の交付などを行う。賠償資金は、電力会社の要請がある度に合理化を条件に支援し、支援を受けたお金は将来、国へ返済する。支援する額の上限は、当初は5兆円だったが、現在、9兆円まで引き上げられている。また、将来の事故に備え、原発を持つ電力各社に対し、機構への負担金積み立てを義務づけている。

東電の支配株主にもなっており、この機構を介して、東電は実質国有化されている。

さらに、2014年2月28日に「原子力損害賠償支援機構法の一部を改正する法律案」が閣議決定された。これによると、原発の廃炉・汚染水対策についても機構による支援体制がつくられることになる。

2011年07月27日 朝日新聞

## 東電株主責任にも言及 賠償支援法案、衆院委を通過 福島第一原発事故

東京電力福島第一原発事故の賠償を進めるための「原子力損害賠償支援機構法案」の修正案が26日の衆院復興特別委員会で、民主、自民、公明3党などの賛成多数で可決された。28日に衆院を通過し、8月上旬には参院で可決、成立する見通しだ。

修正案では、国の責任を明確にする条文や、将来的に、東電の株主などの利害関係者の責任を問う文言が加えられた。ただ、巨額にのぼる東電の賠償の資金繰りを支える大枠は変えず、被災者への賠償を滞らせないようにする。

国の責任については、これまで原子力政策を推進してきた「社会的な責任」を第2条で明記。仮に東電が経営破綻（はたん）をした場合も、賠償金の支払いで国が万全の措置をとる姿勢を示した。

法案の付則で、事故時に電力会社に無限の責任を負わせている原子力損害賠償法（原賠法）の早期改正を政府に要請。委員会の付帯決議でその時期について「1年をめどに」と明示した。高木義明文部科学相は同日の質疑で、「できるだけ早く見直す」と改正を明言した。

また、東電を「債務超過にさせない」とし、法的整理を回避する政府の姿勢を明確にした6月14日の閣議決定について、付帯決議で「見直し」を求めた。東電をつぶして、株主や取引銀行も減資や債権放棄などの形で一定の責任を負うべきだとする与野党の一部議員の批判に配慮したものだ。

西村康稔衆院議員（自民）は「賠償の全体像が見えた時点で、国や東電、株主などで負担をどう分かち合うか検討し、必要な措置を講じたい」と指摘。将来的には減資や東電の国有化など、経営のあり方を見直すことも想定する。

ただ、今回の法案そのものには債務超過に関する文言はなく、海江田万里経済産業相は「（債務超過は）想定していない」と述べた。当面は賠償金の円滑な支払いを優先し、東電の抜本的な処理策などの議論は先送りしたというのが実態だ。

一方、政府が東電に代わって賠償金の半分超を被害者に仮払いする野党提出の法案も、機構法とともに修正案が出され、可決。菅直人首相は26日の衆院復興特別委で、「賠償を早期に進めるため、ぜひ両法案を早く成立していただきたい」と述べた。（中川透、金子桂一）

### ■原子力賠償支援法案の修正項目

#### ●国の責任

原案 規定なし

修正後 原子力政策を推進してきた社会的責任があり、賠償に万全の措置を講じる

●株主や取引銀行の責任

原案 (金融支援など) 協力要請の状況を、東電の事業計画に含める

修正後 株主その他の利害関係者の負担のあり方を含め、検討を加え、必要な措置を講じる(付則)

●電力各社の負担金

原案 東電の賠償金に充てる

修正後 電力会社ごとに金額を管理し、東電の賠償金に充てる

●機構の機能

原案 株式の引き受けや、交付国債などを原資にした東電への資金援助

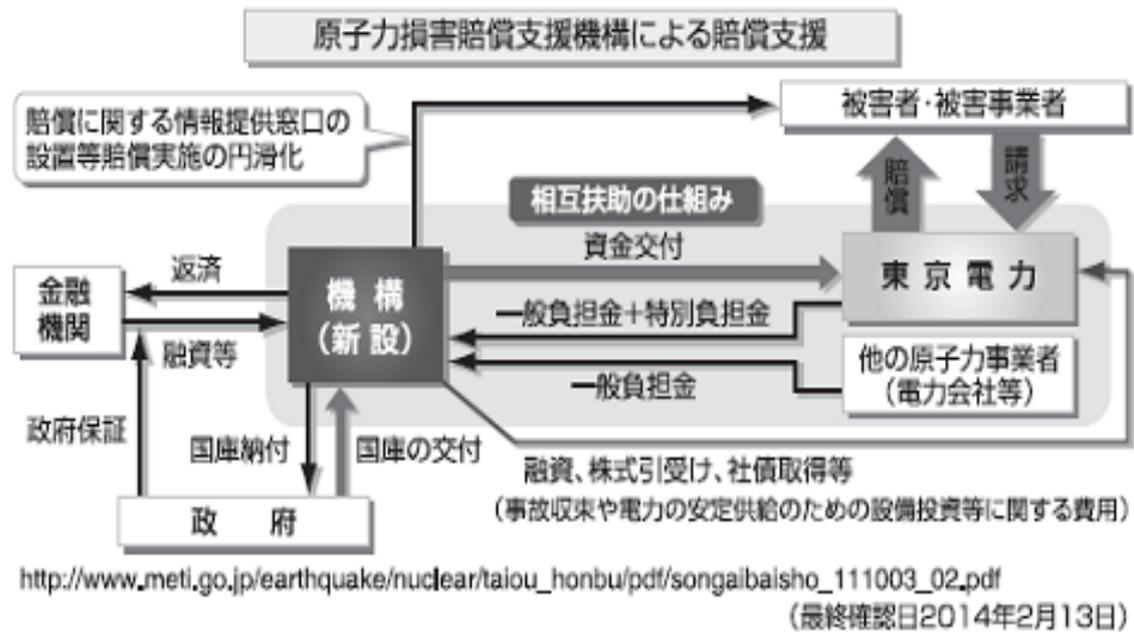
修正後 資金援助に加え、被害者への賠償金支払いや事務の一部を担うことも可能に

## 資本金等

- ・ 資本金：140 億円（政府出資：70 億円、原子力事業者等 12 社：70 億円）
- ・ 負担金：一般負担金（原子力事業者による積立）  
2011 年度 815 億円、2012 年度 1008 億円、2013 年度 1630 億  
特別負担金（資金援助を受けた原子力事業者からの返済）  
2011 年度 0 円、2012 年度 0 円、2013 年度 500 億円
- ・ 交付国債：賠償のための資金交付の原資として国から交付される国債。  
現在、累計 9 兆円が交付されている。
- ・ 借入等：市中からの政府保証付きの借り入れや政府保証債券の発行に  
よる資金調達。政府保証枠は毎年度の一般会計予算総則に規  
定。2012～2014 年度の政府保証枠は毎年 4 兆円。

## 東京電力株式引き受けに係る資金調達

2012 年度に東京電力株式引受けのため、シンジケート・ローン方式により民間借入金（政府保証付）1 兆円の資金調達（借入期間 1 年）を実施。2013 年においては、資金調達手段や調達期間の多様化による金融リスクへの対応等により資金調達構造を安定化させる観点から、1 兆円のうち 3,000 億円について政府保証債（2 年債 1,500 億円、4 年債 1,500 億円）への振替を実施するとともに、残り 7,000 億については、引き続き、シンジケート・ローン方式による民間借入金による借換えを行った。



## 2014年度の資金調達方針

基本方針として引き続き、東電株式引受のための調達資金の(再)借換えを実施。このうちの一部については、昨年度同様、機構債（政府保証債）への振替を予定するため、シンジケート・ローンについては、2,000億（1年）×2回の調達を実施予定。

## ①電気代値上げによる国民の負担

2014.4.30 日本経済新聞

実質国有化された東京電力の26年3月期の最終損益は4386億円の黒字（前期は6852億円の赤字）と4期ぶりに黒字転換した。政府支援による特別利益のほか、燃料費が高い石油火力から燃料費が安い石炭火力への転換を進めた結果だ。

ただ、円安により燃料費は2兆9152億円と3期連続で過去最高を更新した。広瀬直己社長は「電気料金の半分は燃料費に消えている」とぼやく。新総合特別事業計画（再建計画）で想定した柏崎刈羽原発（新潟県）の7月からの再稼働が絶望的となり、年末までに東電も再値上げの判断を迫られる恐れがある。

政府は消費税増税後の景気に神経をとがらせており、当初は電気料金の再値上げに難色を示していた。だが、個人消費などの落ち込みが想定内にとどまる中、「再値上げを受け入れやすくなった」（大手銀行幹部）との見方が広がっている。

政投銀の柳正憲副社長も5月中旬の記者会見で「北海道電と九電を除いた電力会社から資本増強の要請はない。（再値上げは）経済産業省が適宜審査し、必要なときはOKを出すと思う」と断言した。ムーディーズ・ジャパンの広瀬和貞シニアクレジットオフィサーは「再値上げすれば黒字化でき、財務も強化できる」と分析する。

今後の焦点は、各社がどのタイミングで再値上げ申請に踏み切るかだ。ただ、電力各社が電気料金の再値上げに踏み切れば、日本経済には重荷となる。

## ②原子力損害賠償支援機構法改定案 倉林氏が反対

2014.5.22 しんぶん赤旗

原子力損害賠償支援機構法改定案が13日の参院経済産業委員会で、自民、公明、民主、維新などの賛成多数で可決されました。日本共産党は反対しました。（14日の参院本会議で可決・成立）

日本共産党の倉林明子議員は同法案について、資金援助を続けることで実質破綻している東京電力を延命する枠組みを維持し、福島原発の廃炉費用まで電気料金に上乗せできることにし、際限なく国民負担を増やすものだと批判した。

採決に先立つ質疑で倉林氏は、原子力損害賠償支援機構の意思決定機関である運営委員会の議事録がまったく公開されていない問題を取り上げた。

これまで開かれた32回の運営委員会の議事録と資料のうち、ようやく提出された議事録の一部では「事故に伴う経費は利用者負担か納税者負担か」などと、結局、国民に負担を押し付けることが議論されている。倉林氏は「巨額の国費を投入し、国民負担を伴う仕組みである同機構の意思決定過程の情報が知らされないのでは、国民の信頼回復

は到底得られない」と指摘し、議事録と資料の全面公開を求めた。

### ③最新決算「ベスト 200&ワースト 100」

[東洋経済オンライン](#) 5月31日(土)6時0分配信

東京電力 <9501> である。料金値上げが通期寄与し営業利益は 1913 億円(前期は 2219 億円の赤字)と大幅な黒字転換を果たした。原子力損害賠償費が想定より膨らんだものの、特別利益で原子力損害賠償支援機構資金交付金 1 兆 6657 億円を計上し、最終利益で 4386 億円が残った格好だ。今期の見通しについては、柏崎刈羽原発の運転計画が見通せないとして会社側は開示しなかった。ただ、特別利益の減少が見込まれるため、最終減益の見通しとなりそうだ。

### ④賠償資金 1759 億円、東電に追加交付 原子力損賠支援機構

2014/5/22 20:35 日本経済新聞

東京電力は 22 日、福島第 1 原子力発電所事故の賠償資金として原子力損害賠償支援機構から 1759 億円の追加交付を受けたと発表した。28 回目の交付で累計 4 兆 547 億円となる。政府から受け取った賠償資金の総額は、原子力損害賠償法に基づく 1200 億円の補償金と合わせて 4 兆 1747 億円となる。

16 日までに支払った賠償金の総額は 3 兆 8085 億円。東電は 6 月末までの支払予定額が既に受け取っている資金を上回る見通しとなったため追加交付を申請していた。資金は事故で避難を余儀なくされたことに対する精神的損害や不動産・家財の賠償に充てる。

### ⑤東電、海外に 210 億円蓄財 公的支援 1 兆円 裏で税逃れ

2014 年 1 月 1 日 07 時 08 分 東京新聞

東京電力が海外の発電事業に投資して得た利益を、免税制度のあるオランダに蓄積し、日本で納税していないままとなっていることが本紙の調べでわかった。投資利益の累積は少なくとも二億ドル(約二百十億円)。東電は、福島第一原発の事故後の経営危機で国から一兆円の支援を受け、実質国有化されながら、震災後も事実上の課税回避を続けていたことになる。東電や有価証券報告書などによると、東電は一九九九年、子会社「トウキョウ・エレクトリック・パワー・カンパニー・インターナショナル(テプコインターナショナル)」をオランダ・アムステルダムに設立。この子会社を通じ、アラブ首長国連邦やオーストラリアなどの発電事業に投資、参画していた。子会社は、こう

した発電事業の利益を配当として得ていたが、日本には送らず、オランダに蓄積していた。

オランダの税制について米国議会の報告書は、「タックスヘイブン（租税回避地）の特徴のある国」と指摘。専門家も「多くの企業が租税回避のために利用している」とする。東電のケースも、オランダの子会社が得た配当利益は非課税。仮に、東電がオランダから日本に利益を還流させていれば、二〇〇八年度までは約40%、それ以降は5%の課税を受けていたとみられる。

こうした東電の姿勢について、税制に詳しい名古屋経済大学大学院の本庄資（たすく）教授は「現行税制では合法」としつつ、「公的支援を受ける立場を考えると、企業の社会的責任を問われる問題だ」と指摘。会計検査院は蓄積した利益の有効活用を東電側に要求した。

<タックスヘイブン> 法人税や所得税などの税率がゼロか、極めて低い国や地域のこと。税（tax）からの避難先（haven）という意味で、租税回避地と訳される。カリブ海のケイマン諸島などが有名。近年、多国籍企業などがタックスヘイブンに所得を移し、納税額を減らす「課税逃れ」が国際的な問題になっている。

## ⑥東電の不使用資産、172件・24億円 検査院調べ

2013/10/16 21:59

東電が売却予定のない不使用資産172件（簿価24億2千万円）や、活用していない海外子会社の内部留保金2億ドル（約200億円）を抱えていることが、会計検査院の調べで分かった。

東電はグループ全体で2013年度までに資産900件を2472億円（簿価891億円）で売却する計画。12年度末時点で86%に当たる2136億円を売却した。

検査院によると、東電が売却対象にしていない社宅などのうち、売却可能な不動産が6件（簿価3億4116万円）あった。これとは別に、売却できる可能性が高い不動産も166件（簿価20億7849万円）あった。

## cf.倒産からの再生～JAL～

日本航空（JAL）は19日、東京地裁に会社更生法の適用を申請し、受理されたと発表した。<中略>負債総額は2兆3221億円となり、事業会社としては戦後最大、負債の多い金融業を含めると戦後4番目の大型経営破たんとなる。（[ロイター通信 2010/1/20](#)）

[記事](#)より抜粋)

通常の倒産と呼ばれる状況

- ・ 会社更生法の申請
- ・ 民事再生法の申請
- ・ 特別清算の開始申請
- ・ 破産申請
- ・ 他、私的整理など

これらのうち、会社更生法・民事再生法は自主再建を目的とし、特別清算・破産申請は清算して会社をたたむことを意図する。

	民事再生	会社更生
対象	法人、個人問わず申立できる。	株式会社のみ。
経営者の継続	経営者がそのまま経営を続ける。	原則全員退任する。
管財人の選任	原則必要なし。（裁判所の判断により例外的に再生管財人が選任されるケースもある。）	管財人がおかれ、経営権や財産の処分権を持つ。
権利変更の対象	手続開始前の原因に基づいて生じた財産上の請求権で無担保かつ優先権のないもの（再生債権）	・ 手続開始前の原因に基づいて生じた財産上の請求権（更生債権） ・ 担保権付の請求権（更生担保権） ・ 株主の権利
担保権の扱い	担保権は再生手続が行われていても、実行できる。ただし、競売手続の中止命令および担保権消滅制度がある。再生計画認可後は担保権が実行可能となる。	担保権は会社更生手続が開始されると実行できない。更生計画認可後も実行できない。
株主の扱い	原則、株主の権利は維持される。	100%減資が前提。既存の株主は権利を失う。
租税の扱い	再生手続に関係なく、随時返済しなければならない。	租税も更生手続に含まれ、手続が開始されると返済してはならない。
計画の成立	・ 再生債権者の決議による再生計画案の可決 ・ 裁判所の認可	・ 更生債権者、更生担保債権者、株主による構成計画案の可決 ・ 裁判所の認可

会社更生手続

窮境にあるが再建の見込みのある株式会社について、債権者、株主その他の利害関係人の利害を調整しつつ、その事業の維持更生を図ることを目的として、会社の再建をはかる手続。

申立原因としては、①事業の遂行に著しい支障を来さずに弁済期にある債務を弁済できないとき、②会社に破産の原因たる事実の生じるおそれがあるときと規定されている。民事再生と同様、企業の事業を継続しつつ、再建を図る手続ですあるが、対象として想定されているのは主に大企業となっている。

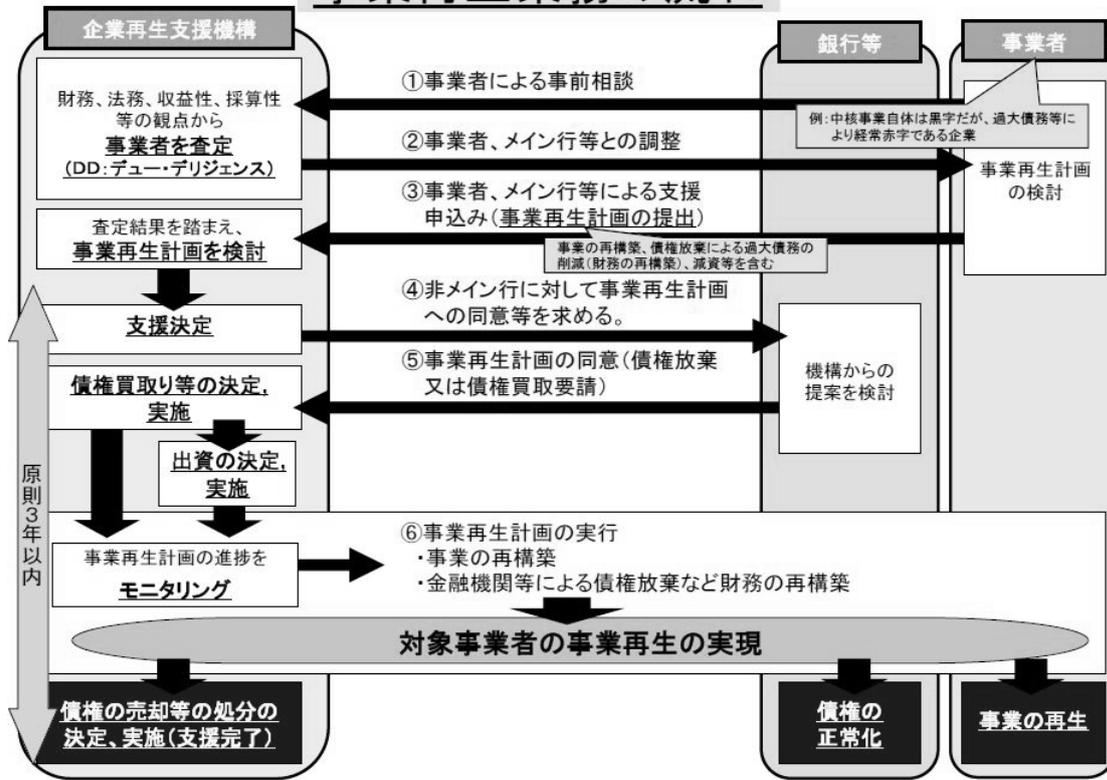
#### 会社更生法手続のメリット

- ① 合併、増減資、定款変更、取締役変更等が簡易に行える（会社法に特則あり）。
- ② 債権届出期間満了までに届出がなされなかった債権はすべて失権する（失権効）。
- ③ 担保権や租税債権等も含め、基本的にすべての債権が会社更生手続の枠内で取り扱われる。

#### 会社更生手続のデメリット

- ① 予納金が高額であり、債務者としても一定の資金的余裕があることが前提である（基本的に数千万円単位の金額になるでしょう）。
- ② 会社更生手続をとると、基本的には経営陣は退陣して責任を問われることとなり、会社財産の管理処分権等が管財人に移る。
- ③ 手続終了までに長時間を要することとなる（通常は終結までに10年以上の期間を要することになるものと思われる）。

# 事業再生業務の流れ



内閣府資料

[なぜ、東京電力に対して延命措置がとられたか]

## 1. 債権、証券などの保護のため

事故を起こしたことで、東電は事実上、経営破綻の状態に陥った。今回の被害は非常に大規模であって、原発事故の収束や廃炉、補償などに要する費用が巨額にのぼるため、東電の自己資本をはるかに超えることが確実視された。

自らの資力では補償しきれず、国の援助が必要だとすれば、その前提として、東電は資産を全部はき出すべきだろう。潤沢な資産をもったまま、国から資金援助を受けるのはおかしい。資産を握っているのは、大手金融機関など東電の株主、債権者だから、それらの主体が負担を甘受しなければならない。これは、企業の通常の破綻処理で行われることである。

しかし、この当たり前の方法とは正反対の法律がつくられ、株主と債権者は守られた。

(中略)

機構は東電に対し、資金の交付や貸付、株式引き受けなどのさまざまな援助をすることができる。これによって東電の資金繰りを助け、破綻を回避する。これで、大手金融機関など東電の株主、債権者は、まったくの無傷でないにせよ、守られることになった。

(\* 1)

## メガバンクが巨額融資に踏み切った理由 (現代ビジネス 2011年04月26日(火) \* 2)

3番目に得をした人を探る手掛かりは、震災直後に、ビジネスの常識を無視して、気前よく東電に巨額の資金を融通した人たちの存在だ。3行合計で1兆9000億円の無担保融資に踏み切ったメガバンクと、同じく1000億円の融資を実行した日本政策投資銀行である。

もともと会社整理の際には、銀行融資は債権としての回収順位が低い。加えて、各行は震災後、無担保融資を大盤振る舞いしていた。つまり、破たん処理や国有化が起きていれば、貸し手責任を問われ、大半が債権カットの対象になる。銀行経営者にとっては、経営責任を追及されかねない失態と言える。ところが、政府案で、問題債権の回収に目途が立った。

実際、以上の点について、電力関係者の中には、今回のスキームは、「(以上の)財務省、東電、メガバンクの3者に、経済産業省が加わって作り上げられたものだ」と明かす向きがあった。

派生的に、東電の株主がメリットも見逃せない。破たん処理や国有化に伴う100%減資などを免れたからである。東電株は、積み立て貯金感覚で毎月資金を貯めて株式に投

資する「累積投資」の対象となる例が多い。結果として、極端に個人株主が多いのだ。それだけに、上場廃止や減資を憂慮していた証券界にとっても、政府案は喜ばしい内容と言える。

ただ、政府案の議論の過程で、金融関係者の間に、東電の社債がデフォルト(債務不履行)に陥るとして、破たん処理や国有化の反対の論拠にする向きが多かったのは見苦しかった。東電債は、約 5 兆円の発行残高があり、毎年 2000 億円前後の新発・借換債が出ているが、ほぼ全てが発電所などを担保にした債券であり、デフォルトリスクは皆無に等しかった。

しかし、政府案は、関係者全員が得をする、そんな魔法のような存在なのだろうか。本当に、このスキームで機能するのだろうか。

## 2. 制度としての長期化に備えるため (\* 3)

**東京電力に対して経営責任を厳しく追及する一方で、民間企業として存続させ、最大限の損害賠償責任を負わせ続ける。**

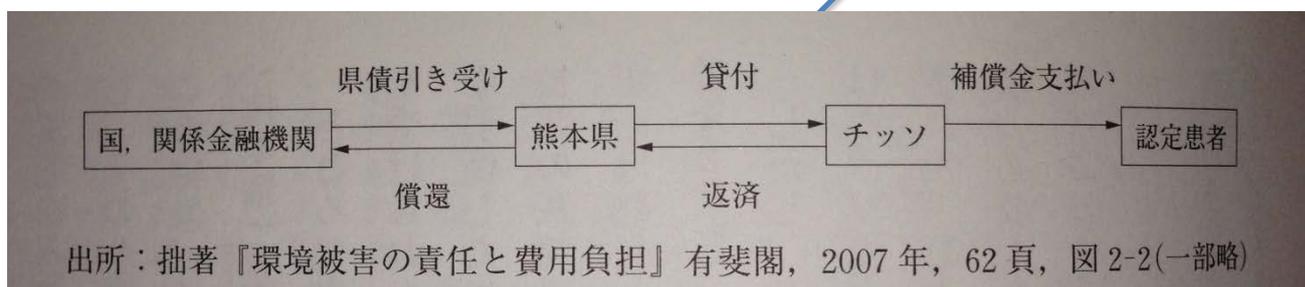
この言葉を公害問題との相似点から説明していきます。

〈チッソによる水俣病公害と福島原発事故の相似点〉

① (中略) 確実であるのは、賠償問題 (= 公害) は社会問題しつつ長期化し、賠償金額は巨額化するであろうこと、そして、チッソは実質債務超過の状況にあつて単独では賠償資金を賄うだけの財務体力はない、ということであつた。実際、水俣病公式発見から半世紀を経過した 2012 年時点でも、賠償問題は解決していない。(中略) 原子力損害賠償問題においても・・・賠償額が確定しないままに被害者に対して賠償を迅速かつ適切に進め、それが長期化し、賠償額が巨額化しても持続可能であるスキームを、政府は緊急に構築しなければならなかつた。

②原因企業に対する損害賠償責任の追求である。政府の産業公害への対処方針は「汚染者負担の原則」を政策の根幹に据えることだつた。(中略) PPP 維持政策のもとでは、あくまで賠償責任は原因企業であるチッソが負い続けることになる。したがって、賠償責任をまっとうするためには、いかなる経営危機に陥つてもチッソを倒産させずに存続させる必要があることになる。しかし、賠償資金をチッソ単独で賄える体力がないのは明白なのだから、患者救済を完遂するためには、公的金融支援を行わなければならない、という論理的帰結になる。

③賠償制度に組み込まれた間接支援方式。チッソ金融支援措置の最大の特徴は、国が直接関与を行わず、熊本県が県債を発行、それを政府が引き受け、その資金を熊本県がチッソに融資するという「県が腹を貸しているだけ」の間接方式にある。(中略)「PPPの名の下で国が責任を回避しつつ他方で実質的に責任を引き受けている」といった批判を長く受け続けることになった。政府の本過酷事故における対処方針も、東京電力を債務超過転落の危機から救い、賠償責任者として存続させ、そのためには政府が資金援助を行うものの、それは支援機構を通じてであり、政府が直接関与するわけでない……



上記のような理由から、東電を倒産させられたないという側面もある。

政府が損害賠償問題に誠実に取り組もうとすればするほど、チッソ、東京電力ともに必死に支えざるを得ないという構図に陥ってしまう。

〔批判〕

公害との相似点：加害者が被害補償の責任を果たしているようにみえても、費用負担の実態はそうっておらず、実際には責任が曖昧になっていることである。責任論を欠いた補償スキームでは、建前と実態が乖離する。支援機構法でも、建前では東電は免責されず、むしろ補償の第一義的責任を有することになっている。したがって、被害者に補償を支払うのは、かたちの上では東電である。しかし実態をみれば、その原資は国から出ることになる。さらに電気料金や税金を通じて、国民に転嫁されていく。他方、東電の株主や金融機関は、応分の負担をしているとはいえない。（＊１）

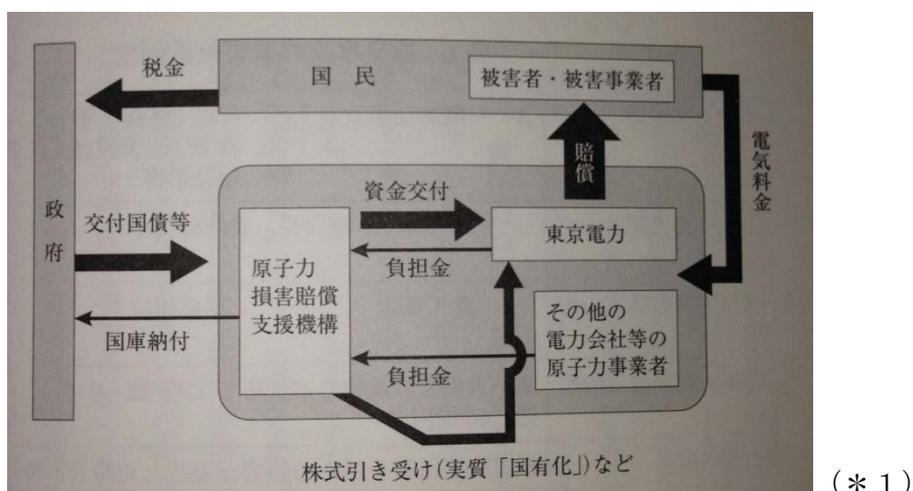
〔電気料金による資金注入 資料〕

#### 電気料金の値上げについて（＊４）

当社の福島第一原子力発電所の事故により、福島県を中心として被害を受けられた皆さま、さらに広く社会の皆さまに、今なお、大変なご迷惑とご心配、ご苦勞をおかけしておりますことを心よりお詫び申し上げます。 当社は、火力発電の燃料費などの大

幅な増加にともない、9月1日から、ご家庭や商店・事務所などで電気をお使いいただく低圧のお客さまの電気料金を平均 8.46%値上げさせていただきます。現在の厳しい経済情勢のなか、お客さまの生活や産業活動に多大なるご負担をおかけすることとなり、大変申し訳なく、重ねて深くお詫び申し上げます。 当社といたしましては、お客さまからいただいた様々なご意見・ご指摘を真摯に受け止め、電気料金メニューやサービスの多様化を進めるとともに、これまでにない厳しい経営合理化とコストダウンの一層の深掘りにグループの総力を挙げて取り組んでまいります。 今後も、お客さまに電気を安心してお使いいただけるよう安定供給に全力で努めてまいりますので、何卒ご理解を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

2012年8月31日 東京電力株式会社 代表執行役社長 廣瀬 直己



原子力発電所の停止に伴う火力発電用燃料費の拡大で、電力各社の財務が“危険水域”にまで悪化している。平成26年3月期は関西電力など5社が3期連続の最終赤字となり、銀行融資が受けにくくなる恐れも出てきた。原発の再稼働が見通せない中、各社は「電気料金を再値上げしなければ、収支を改善できない」と悲鳴を上げている。

「一般論として3期連続赤字であれば当然審査の目は厳しくなる。ただ政府は（エネルギー基本計画などで）原子力に関して明確なコメントを出しており、注意深く見守る必要がある」

みずほフィナンシャルグループの佐藤康博社長は5月中旬の決算会見でこう語った。銀行の融資審査はすぐには厳格化されない見通しだ。

ただ、3月期決算では関電のほか北海道▽中部▽四国▽九州-の計5電力が3期連続の最終赤字を余儀なくされた。財務の健全性を示す自己資本比率は北海道電が7.6%と「危険水域」とされる10%を割り込み、借金が資産を上回る「債務超過」の恐れが

出ている。九電も10.5%、関電も15.3%と大幅に下げた。

財務悪化を受け、北海道電と九電は、日本政策投資銀行に優先株を割り当てる自己資本増強に動かざるを得なかった。（\*5）

[参考文献]

\* 1 : 「原発賠償を問う 曖昧な責任、翻弄される避難者」 除本理史 (岩波書店 2013. 6)

\* 2 : 現代ビジネス 復興よりも先に進む、東電、銀行、財務省を保護する「福島原発賠償策」の異常 (2011年4月26日)

<http://gendai.ismedia.jp/articles/-/2765?page=3>

\* 3 : 「原子力損害賠償制度の研究」 遠藤典子 (岩波書店 2013年9月27日)

\* 4 : 東京電力 HP

<http://www.tepco.co.jp/e-rates/individual/kaitei2012/index-j.html>

\* 5 : 産経ニュース 電力各社、止まらない財務悪化 重い燃料費負担に悲鳴 “奥の手” 再値上げ現実味 (2014.6.1)

<http://sankei.jp.msn.com/economy/news/140601/biz14060107000001-n1.htm>